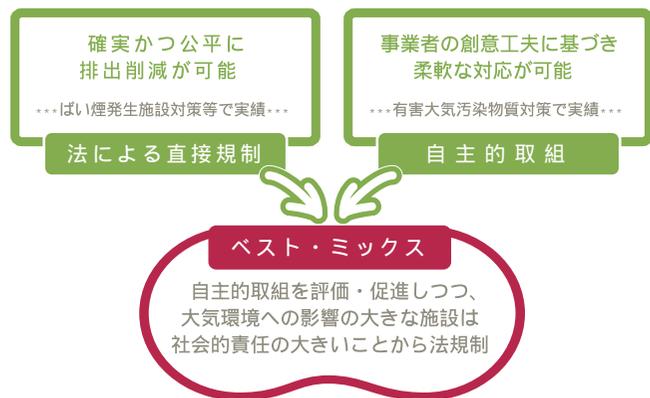


VOCを減らすために、 新たな仕組みがはじまります。

VOC削減は、法律による規制だけでなく、事業者の理解や積極的な参加による自主的取組が不可欠です。法規制と事業者の自主的取組とのベスト・ミックス*により、効率的にVOCの排出抑制を目指します。平成18年4月以降、VOCの規制対象となる工場や事業所では、既設のVOC排出施設について都道府県に届出が義務付けられています。

また、新設や構造の変更なども、届出が必要で、届出された施設に関し、排出基準に適合しないと判断された場合は、都道府県によって、改善を勧告される場合があります。国は、都道府県と協力して、事業者の排出状況を把握し、規制遵守を促します。



環境省では、

- 自主的取組の評価
- VOC排出量の把握
- VOC簡易測定法の開発
- 低VOCインクの開発
- 6種類の規制対象施設ごとにVOC排出基準値を設定
- 中小企業者も無理なく削減が可能なバックアップ
- ・VOC削減の設備投資に対し資金面の支援
- ・税金の優遇措置制度
- 低VOC化を進める環境ラベルの活用 (エコマークなど)

を行います。



* ベスト・ミックスとは、複数の問題解決手段がある場合、それらを組み合わせて最も効率的な問題解決を図る手法です。VOC対策においては、大規模施設には法による規制を行い、それ以外の部分では自主的取組による排出抑制を行うことを指します。

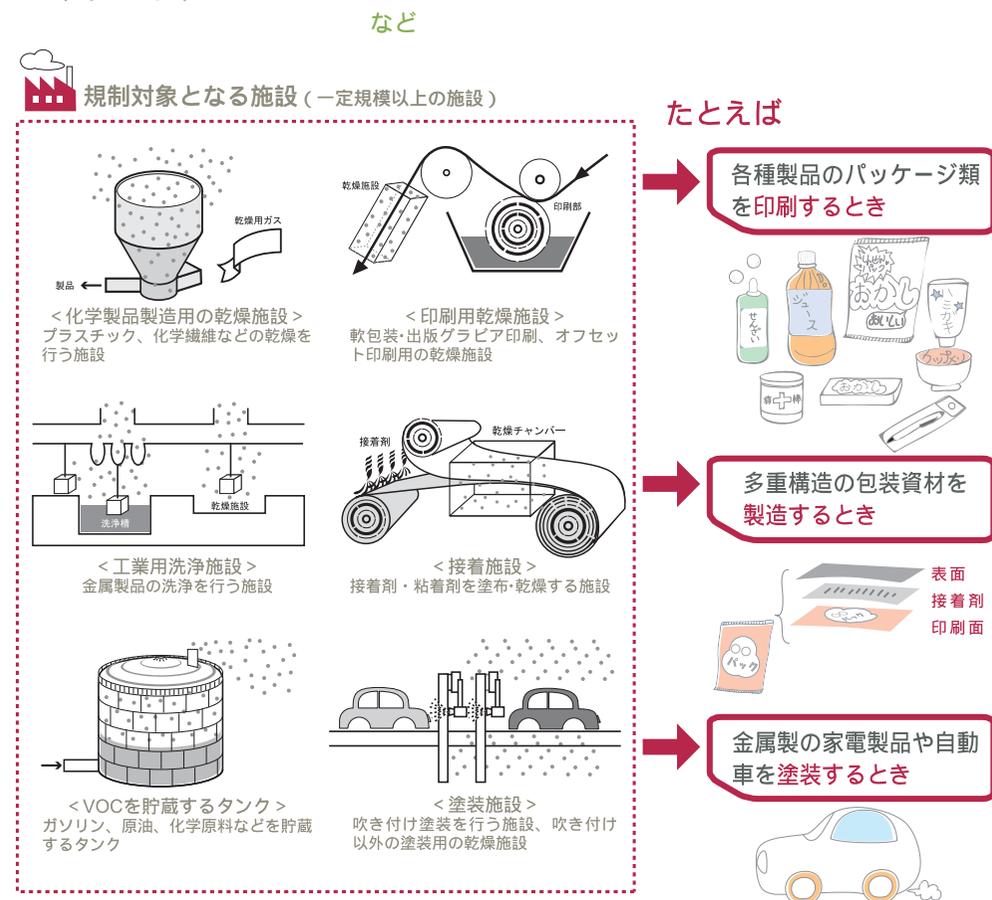
VOCは、どこから 排出されているのですか？

VOCは以下のような固定発生源*、あるいは、自動車のような移動発生源*から排出されています。

- ・塗装を行う工場または工事現場
- ・印刷所
- ・接着剤や洗浄剤を使用する工場
- ・給油所(ガソリンスタンド)
- ・クリーニング

VOCの排出状況について、様々な調査をした結果、下図のうちVOC排出量の多い施設を規制対象施設としました。

それ以外の施設や作業についても、自主的取組により、排出抑制を行うように定めています。



* 固定発生源と移動発生源について
大気汚染の発生源は、その特性により、工場、発電所などの固定発生源と自動車などの移動発生源に分けられており、規制に関してもそれぞれに合わせた形で行われています。